

自動車・同付属品製造業における手工具を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
4	3～4	<p>受傷者は、工場AMSラインの切粉搬出用のスラッジコンベア異常の連絡を受け、一人で現場に向かった。4レーンがスプロケットから脱線しているのを確認し、電源をOFFし、安全カバーを外して隣のマシンに立てかけた。外れたチェーンをバールで引っ掛けて、スプロケットに戻そうとしたとき現場は狭く、体勢は中腰に近かった。バールがチェーンから勢いよく外れた際に体重をバールにかけていたこともあり、立てかけてあった安全カバーとバールとの間に右手小指を挟んだ。</p>	40	500～999
4	15～16	<p>工場内において、従業員がお客様の車の整備のため、リフトアップしてエンジンナンバーのボルトをゆるめようとした際、ボルトがかたく締まっていたため、力を入れてレンジを回した時、左足を捻って膝部分を負傷した。</p>	35	1～9
4	8～9	<p>当工場内において熱処理作業中、1号炉挿入部にバスケットが引っ掛かった為バールを使用し引っ掛かりを外していたところ、挿入扉が下降した反動でバールが跳ね、左顎に当たり負傷した。</p>	51	100～299
5	9～10	<p>ベンダー2号機にて作業中、1工程目の曲げ加工終了後、通常は左手でパイプを抜いて2工程目に移るところを、災害時は芯金が戻らず、パイプがなかなか抜けなかった。その時に2工程目の曲げ用治具が動いてきたため、パイプを持っていた手と治具との間に左手小指を挟まれ負傷した。</p>	20	30～49
6	20～21	<p>工場にて、リアデフ製品組立作業中、ハンドル（専用工具）を使用し締付作業をしていた。流れてくる製品の中にはネジ山が合わず、ネジ山を一度緩め合わせた後、締付作業をすることがある。締める作業は、右手でハンドルを持ち、左手をハンドル下部に添えて手前方向に一気に力を加えるが、ネジ山が緩んだ瞬間、その勢いで左手首を捻り関節を負傷した。</p>	21	500～999

11	9 ～ 10	メッキ作業の合間にゴミや段ボールを集め捨てようと、右手に段ボール・ナイフ、左手にビニール袋を持って移動していた際、スポットクーラーが通路に出てきた為、手で押し戻した。スポットクーラーが戻った拍子に棚が倒れ、棚を避けようとした足元に塩酸の槽があり頭から転倒し塩酸が目に入り咄嗟に右手で顔を覆った時に誤ってナイフで顔を裂傷した。	27	～ 299
11	14 ～ 15	第2組立のリアサス搭載工程でトルクレンチを使用してボルトの締め付け作業を行っている時、トルクレンチをしっかりと握っておらず手を滑らせて親指を捻り捻挫した。	23	1000 ～ 9999

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html